

起きてはならない最悪の事態	No.	(1)脆弱性評価	(2)現状値	(3)推進方針	(4)目標値
①建物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生	1	<p>【住宅、建築物等の耐震化】</p> <p>○多くの方々が利用する市有施設（耐震化率約90%）、学校・公民館等の避難収容施設（同約94%）、社会福祉施設（同約92%）、図書館・劇場等（同約83%）の耐震化については、さらなる促進が必要である。また、学校体育館等のつり天井・照明器具などの耐震対策を推進する必要がある。市有の学校体育館等の避難収容施設をはじめ、多くの人が利用する社会福祉施設等の耐震化についてはさらなる促進が必要である。</p> <p>また、体育館やホール等の大規模空間のつり天井（特定天井）や照明器具などの脱落対策を併せて推進する必要がある。</p> <p>○住宅・建築物等の耐震化率は、民間住宅約79%（H25）、民間特定建築物約79%（H25）、市有特定建築物約84%（H25）と民間の住宅・建築物等の耐震化率は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいため、老朽化マンションの建替え促進を含め、耐震化の更なる進捗目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</p>	<p>※指標全修正につき、見え消し省略。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有の学校の耐震化率：約96%（H26） ・市有の避難収容施設の耐震化率：約92%（H26） ・市有の社会福祉施設等の耐震化率：約87%（H26） ・民間住宅の耐震化率：約79%（H25）〔全国平均 約79%（H20）〕 ・民間の医療救護活動の施設（3階以上かつ1,000㎡以上）の耐震化率：約91%（H25） ・民間の店舗・ホテル等（3階以上かつ1,000㎡以上）の耐震化率：約78%（H25） ・市有の対策が必要な特定天井を保有する学校：19施設（21室）（H26） ・市有の対策が必要な特定天井を保有する避難収容施設等：29施設（38室）（H26） ・市有の対策が必要な特定天井を保有する避難収容施設等以外：19施設（28室）（H26） ・民間住宅の耐震化率の進捗率：1%/年 ・民間の特定建築物（耐震改修促進法に規定する建築物）の耐震化の進捗率：2%/年 	<p>【住宅、建築物等の耐震化】</p> <p>○住宅・建築物の耐震化については、新潟市建築物耐震改修促進計画を基に耐震化を促進する。</p> <p>○体育館やホール等の大規模空間の特定天井や照明器具などの脱落対策を併せて推進する。</p> <p>○民間の戸建の木造住宅や分譲マンションについては、耐震改修に向けた補助制度を活用することにより、耐震化を促進していく。また、老朽マンションの建替えについては、権利者の合意形成に向けた活動を支援し、建て替えを促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市有の学校の耐震化率：100%（H27） ・市有の避難収容施設の耐震化率：約100%（H27） ・市有の社会福祉施設等の耐震化率：約90%以上（H27） ・市有の学校で避難収容施設となる体育館などの特定天井の改修率：100%（H27）
	2	<p>【家具等の転倒防止】</p> <p>○地震発生時における人的被害軽減のため、自助による家具や冷蔵庫等の転倒防止策が求められるが、現況は17.3%にとどまっており、より多くの市民から転倒防止策を講じてもらう必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒防止器具設置 新潟市市政世論調査17.3%（H26） 〔内閣府世論調査 40.7%（H25）〕 	<p>【家具等の転倒防止】</p> <p>○地震発生時における人的被害軽減のため、自助による家具や冷蔵庫等の転倒防止策が求められるが、現況は17.3%にとどまっていることから、転倒防止策の重要性について市民周知を強化し、実際の行動に結びつける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒防止器具設置 当該年度の全国平均（H31）
	3	<p>【緊急輸送道路の機能確保】</p> <p>○緊急輸送道路等の沿線・沿道建築物の耐震化（第一次指定道路74%）を優先的に促進する必要がある。</p> <p>○緊急輸送道路の無電柱化は進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路（1次指定）沿道建築物のうち、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがある建築物の耐震化率：約74.0%（H26） ・緊急輸送道路の無電柱化率：4.8%（H25） 	<p>【緊急輸送道路の機能確保】</p> <p>○緊急輸送道路等の沿線・沿道建築物について優先的に耐震化を促進する。</p> <p>○緊急輸送道路の無電柱化を着実に進める。</p>	
	4	<p>【緊急車両の進入路、避難路の整備等】</p> <p>○緊急車両の進入路、避難路の整備は進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路から500m圏域人口割合：53%（H25） 	<p>【緊急車両の進入路、避難路の整備等】</p> <p>○緊急車両の進入路、避難路となる幹線道路（幅員7.5m以上）の整備を着実に進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路から500m圏域人口割合：約55%（H30）
	5	<p>【道路啓開体制の整備】</p> <p>○迅速な消火活動及び救命・救急活動が行えるよう、道路啓開体制を強化していく必要がある。</p>		<p>【道路啓開体制の整備】</p> <p>○災害時応援協定に基づき、道路啓開体制を強化する。</p>	
	6	<p>【避難場所の指定・整備】</p> <p>○防災上重要な公園、緑地、広場を、今後も引き続き、市街地を中心として整備していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人当たりの都市公園面積：9.9㎡（H25）〔全国平均 10.010.1㎡（H25）〕 	<p>【避難場所の指定・整備】</p> <p>○引き続き、市街地を中心として、防災上重要な公園、緑地、広場の整備を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人当たりの都市公園面積：約10.4㎡（H30）
	7	<p>【消防署の耐震化】</p> <p>○消防活動の拠点となる各区の消防署は8箇所とも耐震化されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署庁舎の耐震化：全8箇所耐震化済（H25） 	<p>【消防署の耐震化】</p> <p>○消防活動の拠点となる各区の消防署は8箇所とも耐震化済みであり、発災時には確実にその機能を発揮させる。</p>	
	8	<p>【消防部隊及び消防装備等の強化】</p> <p>○消防部隊の災害対応能力を一層強化するとともに、消火活動上、重要な消火栓、防火水槽等の消防水利、消防車両等の整備を計画的に進める必要がある。</p> <p>また、航空消防体制の整備に向けても取り組んでいく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防水利充足率：94.2%（H25） 	<p>【消防部隊及び消防装備等の強化】</p> <p>○消防部隊の災害対応能力を一層強化するとともに、消火活動上、重要な消火栓、防火水槽等の消防水利、消防車両等の整備を計画的に進める。また、航空消防体制の整備に向けた取組について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防水利充足率：94.4%（H27）
	9	<p>【消防団の充実強化】</p> <p>○地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、活動環境の整備、装備の改善など消防団活動の更なる充実強化を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員充足率：93.4%（H26.4.1） ・消防団員1人当たりがカバーする人口（人口/実員）：133人（H25）〔政令市中トップ（政令市平均1,407人）〕 	<p>【消防団の充実強化】</p> <p>○地域防災力の中核的な役割を担う消防団のさらなる活動の充実強化に向け、入団促進、活動環境の整備、装備の改善などを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員1人当たりがカバーする人口（人口/実員）：政令市トップの現状を維持
	10	<p>【事業所等の火災に対する安全対策】</p> <p>○防火対象物及び危険物施設に対して、違反是正指導や防火管理体制、自衛消防力の強化を積極的に推進し、事業所等の安全対策の強化を図る必要がある。</p>		<p>【事業所等の火災に対する安全対策】</p> <p>○事業所等の安全対策の強化に向け、防火対象物及び危険物施設に対する是正指導や防火管理体制、自衛消防力の強化を積極的に推進する。</p>	
	11	<p>【新潟駅の新幹線駅舎の耐震化（JR東日本 新潟支社）】</p> <p>○新潟駅の新幹線駅舎は、耐震補強対策が完了している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟駅新幹線駅舎耐震化：耐震化済 		
	12	<p>【その他】</p> <p>○インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取組を行う必要がある。</p>		<p>【その他】</p> <p>○インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進める。</p>	

脆弱性評価と今後の推進方針(案)

資料2

起きてはならない最悪の事態	No.	(1)脆弱性評価	(2)現状値	(3)推進方針	(4)目標値
②河川洪水や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	13	【河川改修等の治水対策等】 ○新潟福島豪雨（H23.7）において、信濃川・阿賀野川では既往最高水位・最大流量を記録するなど、非常に危険な状況となっており、治水対策を推進する必要がある。 ○中心市街地における河川堤防（信濃川、阿賀野川河口部）の耐震化はほぼ対策済みであるが、中小河川は津波遡上による浸水想定がまだ明らかとなっていないため、明らかとなった段階で中小河川堤防の対策検討が必要である。	・河川整備により解消される浸水面積（信濃川水系）： 175.5km² （H25） ・人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する整備率（信濃川下流、阿賀野川の新潟市区間）：81.4%（H25）	【河川改修等の治水対策等】 ○やすらぎ堤の整備や信濃川、阿賀野川の河道掘削など、治水対策を着実に進めるとともに、大河津分水路の抜本的改修に向けた早期の工事着手や、中ノロ川の直轄化について促進する。 ○洪水時等における円滑な水防活動や緊急復旧活動等の拠点となる河川防災ステーションの整備を進める。 ○中小河川の堤防の耐震化について、津波遡上による浸水想定が示された段階で中小河川堤防の対策を検討する。	・人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する整備率（信濃川下流、阿賀野川の新潟市区間）：82.8%（H28）
	14	【海岸保全施設等の整備】 ○日本海特有の冬期風浪などの厳しい気象、海象条件や沿岸漂砂の遮断、河川からの土砂供給の減少などにより、砂浜が年々減少し、海岸侵食も著しく、海岸背後地への被害が懸念されていることから、海岸の早期安定化を図るため、重点的な海岸保全施設を整備する必要がある。	新潟市内の侵食海岸の汀線防護が完了している延長：15,598m（H25）	【海岸保全施設等の整備】 ○新潟海岸の海岸侵食対策として、海岸保全施設の整備を進める。	新潟市内の侵食海岸の汀線防護が完了している延長：17,967m（H28）
	15	【市街地等の浸水対策】 ○平成10年8月4日の集中豪雨による浸水被害を受け、重点施策として雨水管やポンプ場の整備や公共施設での雨水流出抑制施設の整備を進めている。引き続き、雨水管や雨水流出抑制施設等の整備を進めるとともに、農業施設の排水機場や下水道施設の処理場ポンプ場等の排水施設の機能強化対策を迅速に進める必要がある。機能強化や非常用電源の確保などの対策を迅速に進める必要がある。 ○浸水対策率は70.6%（H25）であるが、対策の進んだ地域においても局所的な計画雨量を超える集中豪雨により、更なる対策が必要な箇所がある。	・浸水対策率：70.6%（H25） （浸水対策率：H10.8.4豪雨の際に床上浸水した件数のうち、概ね10年に1回の降雨（最大で約50mm/hの計画降雨）に対応した整備が完了した区域内にある件数） ・下水道ポンプ場で非常用発電機の設置が必要な29施設に設置済 ・農業用排水機場非常用電源整備率 4/17機場=24%（H25）	【市街地等の浸水対策】 ○農業施設の排水機場や下水道施設の処理場ポンプ場等の排水施設の機能強化や非常用電源の確保などの対策を進めるとともに、雨水貯留管など浸水対策施設や雨水流出抑制施設等の整備を進める。 ○浸水対策の進んだ地域においても計画雨量を超える局所的な集中豪雨への備えが必要な箇所について、更なる対策を進める。	・浸水対策率：79.2%（H30） ・農業用排水機場非常用電源整備率 10/17機場=59%（H34）
	16	【洪水等の避難対策】 ○洪水及び内水ハザードマップを作成しており、これらを活用しながら具体的な避難方法等を啓発していく必要がある。いるが、例えば、洪水時に避難不可となる避難所もあることから、ハザードマップを活用しながら地域が抱えるリスクや避難方法等について啓発していく必要がある。 ○浸水地からの救助において、消防局、各消防署に救命ボートを配備している。また、国から水陸両用バギーの貸与を受け、水難時に備えているが、被害が広範囲に及んだ場合、救助できる人数には限りがあることを市民に理解してもらう必要がある。	・洪水ハザードマップ：8区整備済 ・内水ハザードマップ：東、中央、西区整備済（H26） ・救命ボート 35台	【洪水等の避難対策】 ○洪水及び内水ハザードマップを有効活用してもらうよう市民啓発を強化し、地域が抱えるリスクの把握や迅速で的確な避難行動に結びつける。	・浸水リスクに対する避難方法等の市民理解度：前回調査時よりも向上
17	【その他】 ○インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取組を行う必要がある。		【その他】 ○インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進める		

③土砂災害等による多数の死傷者の発生	18	【土砂災害警戒区域の指定】 ○土砂災害警戒区域に指定が必要とされた343314箇所について、県と連携して早期に指定を行い、警戒避難体制を整備する必要がある。	・土砂災害警戒区域指定率（新潟市域分）：83.4%（H25）	【土砂災害警戒区域の指定】 ○土砂災害警戒区域に指定が必要とされた314箇所について、県と連携して早期に指定を行い、警戒避難体制を整備する。	
	19	【土砂災害ハザードマップ作成及び避難対策】 ○土砂災害警戒区域がある秋葉区、西蒲区においてはハザードマップを作成しているものの、その他の区については、警戒区域の指定作業中のため、土砂災害危険箇所の区域内の世帯を対象に注意喚起文書を配布するに留まっている。 今後、新たに警戒区域に指定された区域を含めてハザードマップを作成し、これらを活用しながら具体的な活用しながら地域が抱えるリスクや避難方法などを啓発していく必要がある。	・土砂災害ハザードマップ作成・配布：秋葉区、西蒲区（H25）	【土砂災害ハザードマップ作成及び避難対策】 ○新たに土砂災害警戒区域に指定された区域を含めて土砂災害ハザードマップを作成する。 ○土砂災害ハザードマップを作成後、有効活用してもらうよう市民啓発を強化し、地域が抱えるリスクの把握や迅速で的確な避難行動に結びつける。	・土砂災害警戒区域が存在しない南区を除く全対象区分の土砂災害ハザードマップ作成・配布（H27） ・土砂災害リスクに対する避難方法等の市民理解度：前回調査時よりも向上

④広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	20	【津波発災時の避難場所の確保及び周知】 ○津波発災時の避難場所として、現在、津波避難ビルの指定を進めているが、今後新潟県から公表される津波浸水想定を踏まえ、避難場所や避難路を層別確保しての確保・周知に一層取り組んでいく必要がある。	・市指定津波避難ビル： 99 103箇所（H25見込） ・市指定津波避難ビルの収容人数 244,122人（H26見込）	【津波発災時の避難場所の確保及び周知】 ○津波発災時の避難場所として、今後新潟県から公表される津波浸水想定を踏まえ、避難場所や避難路を引き続き確保する。 ○市が指定した津波避難ビル及び浸水リスクを周知するため、施設出入口等に海拔表記を加えた表示看板の設置を進める。	・H26末時点の市指定津波避難ビルへの看板設置完了（H27）
	21	【災害情報発信手段の整備】 ○沿岸や河口沿いに同報無線101箇所を整備するほか、行政無線のデジタル化に取り組んでいるが、災害情報を市民に迅速かつ正確に伝達するため、今後も確実に進める必要がある。	・同報無線の整備： 101 187箇所（H26見込） ・防災行政無線のデジタル化整備率：移動系100%（H23）、固定系100%（H26見込）	【災害情報発信手段の整備】 ○沿岸や河口沿いへの新型同報無線などの拡充をはじめ行政無線のデジタル化など、引き続き災害情報発信手段の整備を進める。	・信濃川河口、関屋分水河口部に新型同報無線を8箇所整備（H27）
	22	【市津波避難計画及び津波ハザードマップの作成】 ○津波避難にかかる本市の対応方針を定めた「新潟市津波避難計画」及び津波ハザードマップを作成し、市民に地域が抱えるリスクや避難方法等について周知する必要がある。	・津波ハザードマップ：暫定版ハザードマップの作成（H25）	【市津波避難計画及び津波ハザードマップの作成】 ○新潟県の津波浸水想定が更新され次第、速やかに津波避難にかかる本市の対応方針を定めた「新潟市津波避難計画」及び津波ハザードマップを作成し、市民に周知する。また、津波ハザードマップを活用した地域の避難訓練等、具体的な行動に結びつける。	・津波災害リスクに対する避難方法等の市民理解度：前回調査時よりも向上 ・ハザードマップを活用した地域の防災訓練実施組織数：前年度よりも向上
	23	【地域がつくる津波避難計画】 ○住民が自分の判断で迅速に避難行動がとれるよう、地域や家庭などで自ら津波避難計画を作成する必要がある。		【地域がつくる津波避難計画】 ○住民が自分の判断で迅速に避難行動がとれるよう、地域や家庭などが主体となった津波避難計画の作成を啓発、支援していく。	・「地域がつくる津波避難計画」作成のためのワークショップを対象とする全コミュニティ協議会向けに開催（ハザードマップ作成後概ね2～3年以内）

起きてはならない最悪の事態	No.	(1)脆弱性評価	(2)現状値	(3)推進方針	(4)目標値
⑤情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	24	<p>【災害情報伝達体制の整備】</p> <p>○市民への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、これまでJアラート自動起動装置の整備(H19)、Lアラート(当時：公共情報コモンズ)の加入(H25)、災害情報伝達一元化システムの導入(H26)などを進めてきており、今後も時代に即したものを的確に取り込んでいく必要がある。</p> <p>○適切な基準で避難情報が発信できるよう、国のガイドラインに沿って土砂災害、津波に対する危機対応マニュアルを一部改訂し、運用を開始している。適宜、最新の動向を取り入れたマニュアルに見直ししていく必要がある。</p> <p>○北陸地方整備局や県、東北電力等との防災関係機関や生活関連機関等と相互に連絡がとれるよう防災相互通信用無線を運用している。また、デジタル防災行政無線を区や市民病院、ライフライン部署といった市関係部署等に配備しており、災害時に必要な情報を相互で伝達できるよう整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Jアラート自動起動装置整備済(H19) ・災害情報伝達一元化システム：整備済(H26) ・災害情報伝達手段：11種類(H25) ・デジタル防災行政無線設置台数554局(H25) 	<p>【災害情報伝達体制の整備】</p> <p>○市民への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、今後も時代に即したツールを的確に取り込む。</p> <p>○危機対応マニュアルについて、適切な基準で避難情報が発信できるよう、最新の動向を取り入れながら、随時、見直す。</p> <p>○北陸地方整備局や県、東北電力等との防災関係機関や生活関連機関等及び、市関係部署等と、無線による連絡体制を構築しており、災害時に確実にその機能を発揮できるよう無線運用訓練を継続実施する。</p>	
	25	<p>【市民に対する防災意識等の啓発】</p> <p>○避難勧告等の情報を発信しても的確に市民が避難しなければ人命を守ることができない恐れがあることから、市民が災害発生時の危機感を認識し、自ら情報収集したうえでの的確に判断できるよう、防災意識等の啓発を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「にいがた防災メール」登録者数：19,955人(H26見込) 	<p>【市民に対する防災意識等の啓発】</p> <p>○市民が災害発生時の危機感を認識し、自ら情報収集したうえでの的確に判断できるよう、防災意識等の周知啓発を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6.16防災の日設置(H27) ・「にいがた防災メール」登録者数：毎年度500人増
	26	<p>【災害種別ごとの避難場所の指定】</p> <p>○368箇所の全避難所に対し、災害種別ごとの避難可否を定めているが、緊急時の避難場所と、避難生活を送る避難所とを区分し、周知を図る現在、全避難所について、地震、洪水、土砂災害ごとの避難可否が区分できた段階であり、今後、市民に周知する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の災害別避難可否の区分：全368367箇所(H26) 	<p>【災害種別ごとの避難場所の指定】</p> <p>○全避難所の、地震、洪水、土砂災害ごとの避難可否区分について、市民に周知啓発を強化し、実際の的確な避難行動に結びつける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害別(津波を除く)対応表示看板の設置：全避難所(H27)

⑥被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	27	<p>【自助・共助を含めた災害備蓄】</p> <p>○公的には、現行の被害想定による避難者数の1食分(約11万4千食)の食糧を備蓄しているが、備蓄方法や品目等について見直ししていくとともに、市民から個人備蓄や事業所での備蓄などの必要性を認識してもらい、自助・共助としての災害備蓄の充実を図る必要がある。</p>		<p>【自助・共助を含めた災害備蓄】</p> <p>○公的備蓄の適正な備蓄方法や品目、数量等を検討するとともに、自助・共助による災害備蓄の充実に向け、個人備蓄や事業所等での備蓄の必要性を周知し、実際の行動に結びつける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人備蓄の向上：前回調査時よりも向上 ・自主防災組織や事業所等を対象とした防災研修会の開催(1回以上/年)
	28	<p>【非常用物資供給の協力体制の整備】</p> <p>○物資供給、物資搬送及び交通網の早期復旧を図るため、各種団体と災害時応援協定を締結しているが、さらなる協力体制の強化が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時応援協定締結団体数(H25)：(物資供給)16団体、(輸送)7団体、(道路復旧)15団体 	<p>【非常用物資供給の協力体制の整備】</p> <p>○物資供給、物資搬送及び交通網の早期復旧に向けた協力体制を強化するため、締結済の災害時応援協定の実効性を向上するとともに、各種団体との災害時応援協定の締結を一層進める。</p> <p>○「道の駅」の支援物資集配拠点としての活用を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結団体との訓練実施(1回以上/年) ・協定締結団体数：毎年度1団体以上増加
	29	<p>【緊急車両の進入路、避難路の整備等】</p> <p>○緊急車両の進入路、避難路の整備は進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路から500m圏域人口割合：53%(H25) 	<p>【緊急車両の進入路、避難路の整備等】</p> <p>○緊急車両の進入路、避難路となる幹線道路(幅員7.5m以上)の整備を着実に進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路から500m圏域人口割合：約55%(H30)

⑦被災による医療機能の麻痺	30	<p>【新潟市民病院の機能整備】</p> <p>○「新潟市民病院」が災害拠点病院として確実に機能を発揮できるよう、免震構造を採用した耐震化により、施設倒壊を防ぐだけでなく、医療機器の転倒防止等を図っている。また、構内の主要なアクセス路は液状化対策済みであり、屋上のヘリポートは、大型ヘリが離着陸できるよう整備している。</p> <p>○電源機能として、天然ガスコージェネレーションシステム及び耐震認定を受けた中圧導管を採用し、消防法の特例を受けた自家発電システムを備えている。</p> <p>○DMAT/DMATの編成、ドクターカーの配備、食糧や医薬品等の備蓄、防災・災害医療マニュアルの整備、非常時緊急連絡体制の整備などを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市民病院の耐震化：免震構造を採用した耐震化済 ・新潟市民病院における防災医療マニュアル：策定済 	<p>【新潟市民病院の機能確保】</p> <p>○「新潟市民病院」について、発災時に災害拠点病院としての機能を確実に発揮させるため、引き続き食糧や医薬品等の備蓄管理及び防災・非常時緊急連絡体制の更新等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市民病院内の災害時医療訓練(1回/年)の実施 ・DMAT出動訓練(1回/年)
	31	<p>【医療救護活動体制の整備】</p> <p>○発災時における医療救護活動及び保健活動を円滑に実施するため、市保健所長を医師等の需給状況の把握及び派遣調整等を担う「災害医療コーディネーター」として配置しているほか、市医師会等医療関係団体の長や、災害拠点病院長、コーディネーター等で構成する「災害医療コーディネーターチーム」を整備している。今後は災害時保健医療活動計画に基づき、医療関係団体等との連携体制の構築や活動体制の充実を図る必要がある。</p> <p>○発災時において迅速に医療提供体制を確保するためには、災害時の医療機能を示す計画が必要となるが、現在は未策定であり、速やかに策定する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療コーディネーターチーム：設置済 	<p>【医療救護活動体制の整備】</p> <p>○発災時における医療救護活動を円滑に実施するため、災害医療コーディネーターチームの機能を確実に発揮させるとともに、災害時保健医療活動計画に基づき、医療関係団体等との連携体制の構築や活動体制の充実を図る。</p> <p>○発災時において迅速に医療提供体制を確保するため、災害時において必要な医療を確保する計画の策定を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市医療計画(災害時における医療)の策定(H27年度)
	32	<p>【医薬品・医療スタッフ等の確保】</p> <p>○発災時への備えとして、医薬品や医療資機材を備蓄しているが、いざという時に速やかに医療救護活動が速やかに行えるよう一層の充実が必要である。また、併せて医療スタッフの確保体制の整備が必要である。</p>		<p>【医薬品・医療スタッフ等の確保】</p> <p>○発災時への備えとして、医薬品や医療資機材の備蓄を一層充実させる。また、医療スタッフの確保体制を整備する。</p>	
	33	<p>【災害拠点病院のアクセス機能確保】</p> <p>○液状化等の道路被災時においても災害拠点病院等にアクセスできるよう、緊急輸送路の道路啓開体制を強化していく必要がある。</p>		<p>【災害拠点病院のアクセス機能確保】</p> <p>○液状化等の道路被災時においても災害拠点病院等にアクセスできるよう、緊急輸送路の道路啓開を速やかに行うために、建設業の協会及び団体との連携を強化する。</p>	

脆弱性評価と今後の推進方針(案)

資料2

起きてはならない最悪の事態	No.	(1)脆弱性評価	(2)現状値	(3)推進方針	(4)目標値
⑧市役所及び区役所の被災による大幅な機能低下	34	【庁舎等の耐震化】 ○市役所本館、東区、江南区、秋葉区、西区の区役所は、耐震化済である。今後、耐震化が 不十分なまま 第一分館や白山浦庁舎及び北区、南区、西浦区の区役所庁舎等について、対策を進める必要がある。	・市役所庁舎及び区役所庁舎の各棟別の耐震化率： 48%約44% (H25) (8棟/18棟)	【庁舎等の耐震化】 ○市役所及び区役所機能を維持するため、市役所区役所庁舎の整備について、耐震性や老朽度等を踏まえながら総合的に検討していく。	
	35	【業務継続体制の整備】 ○災害時において速やかに応急対応業務を可能とするため、各対策部における応急対策マニュアルを整備しているが、応急対策業務を行いつつ、最低限の行政サービスを継続するための業務継続計画は作成されていない。他都市との相互補完・連携体制の構築と合わせ、災害時における業務継続体制を強化する必要がある。	・業務継続計画（震災対策編）：策定予定 (H26)	【業務継続体制の整備】 ○災害時における業務継続体制の強化に向け、他都市との相互補完・連携体制の構築及び、業務継続計画の継続的な見直しを行う。	・業務継続計画を活用した全庁防災訓練の実施 (H28以降年1回以上)
	36	【バックアップ体制の整備】 ○市役所及び区役所は、災害時のすべてのフェーズにおいて応急対策業務を行う基本的資源であり、これまでも非常用電源設備の整備を進めてきた。引き続き、代替機能、物資の備蓄、電力、各種システムデータ等について、バックアップ体制を強化する必要がある。	・災害対策本部非常用電源機能：H25整備済	【バックアップ体制の整備】 ○市役所及び区役所の代替機能、物資の備蓄、電力、各種システムデータ等について、バックアップ体制を強化する。	・災害対策本部の代替機能：新消防庁舎に確保 (H28)
	37	【他都市等との相互応援協定】 ○災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができないときに備えて集団での「21大都市災害時相互応援協定」や「災害時における近隣市町村相互応援協定」、個別の川崎市、横浜市、さいたま市、前橋市、高崎市の関東方面の自治体等との相互応援協定を結んでおり、 相互の訓練への参加や連絡体制の充実、定例会議などを通じ、日頃からの連携を強化していく必要がある。 ○災害時に情報通信確保や被災状況調査及び応急対策の支援などを担うT E C - F O R C Eとの応援体制について関係強化を図る必要がある。	・他都市等との災害時応援協定締結数：15 (H26) ・21大都市災害時相互応援協定締結 (H19) ・災害時における近隣市町村相互応援協定締結 (H7) ・川崎市 (S44)、横浜市 (H19)、さいたま市 (H25)、前橋市 (H26)、高崎市 (H26) 協定締結	【他都市等との相互応援協定】 ○集団での「21大都市災害時相互応援協定」や「災害時における近隣市町村相互応援協定」、個別の川崎市、横浜市、さいたま市、前橋市、高崎市の関東方面の自治体等との相互応援協定を効果的に活用するため、相互の訓練への参加や連絡体制の充実、定例会議などを通じ、日頃からの連携を強化する。 ○災害時に情報通信確保や被災状況調査及び応急対策の支援などを担うT E C - F O R C Eとの応援体制について関係強化を進める。	・指定都市市長会行動計画担当課長会、幹事市等連絡会、支援グループ連絡会への参加 (年1回以上) ・大都市防災主管者会議 (年1回) ・自治体防災情報ネットワーク連絡会 (年1回) ・指定都市市長会行動計画に係る情報伝達訓練・図上訓練への参加 (年1回以上)

⑨電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	38	【通信施設の耐震化等 (NTT東日本)】 ○電信電話については、通信ビルの耐震化及び水害対策を実施済みであるとともに、災害時の電力供給停止に備え、全通信ビルに大容量蓄電池や非常用発電機を配備しているが、電力供給停止の長期化に備え、施設稼働用の非常用発電機の燃料確保策を強化していく必要がある。	・通信ビルの地震対策：耐震化済 ・通信ビルの水害対策：実施済 ・通信ビルの電源機能：大容量蓄電池や非常用発電機配備済 ・災害時に新潟県と協定を締結している中核ガソリンスタンド等に燃料提供要請を含む「災害時における通信設備復旧等の協力」に関する協定を締結 (H26)	【通信施設の耐震化等 (NTT東日本)】 ○電信電話について、通信ビルの耐震化及び水害対策、非常用発電機等を整備済みであり、今後は電力供給停止の長期化に備え、施設稼働用の非常用発電機の燃料確保策を強化するとともに、訓練の実施等を通じて実効性を高める。	・長期電力供給停止等を含む災害復旧訓練実施 (1回以上/年)
-------------------------	----	---	---	--	--------------------------------

⑩地域交通ネットワーク及び広域的な基幹交通の機能停止	39	【交通・物流ネットワークの確保】 ○交通ネットワークの分断の態様によっては、代替機能が不足することが想定されることから輸送手段毎の代替性の確保だけでなく、各輸送手段相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。		【交通・物流ネットワークの確保】 ○様々な交通ネットワークの分断の事態に適切に対応して各輸送手段相互の代替性を確保し、必要な人員・物資等を円滑に被災地に供給できるよう、啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等との情報共有及び連携体制の強化を図る。 ○災害時における各輸送手段の代替性を確保するため道路、港湾、空港の整備を進める。	
	40	【道路ネットワークの整備】 ○代替性確保のための高規格道路、放射環状幹線道路ネットワークの整備は進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。		【道路ネットワークの整備】 ○代替性確保のため、日本海沿岸東北自動車道や万代島ルート線などの着実な事業推進や、新潟中央環状道路の整備推進を図るなど、高規格道路、放射環状幹線道路ネットワークの整備を着実に進める。	
	41	【緊急輸送道路の道路橋梁等の耐震対策等】 ○道路の防災・耐震対策などを着実に推進する必要がある。 ○緊急輸送道路上橋梁の耐震化は進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。	・市管理の緊急輸送道路上橋梁の耐震化率 (S55基準相当)：約89% (H25) ・緊急輸送道路 約550km (1次約188km、2次約289km、3次約73km)	【緊急輸送道路の道路橋梁等の耐震対策等】 ○災害防除の要対策箇所など道路の防災対策を着実に推進する。 ○緊急輸送道路上橋梁の耐震化を着実に進める。	・市管理の緊急輸送道路上橋梁の耐震化率 (S55基準相当)：100% (H30)
	42	【港湾施設の耐震化対策等】 ○国際拠点港湾である新潟港の耐震強化岸壁は、西港区1箇所、東港区2箇所まで整備済みであるが、引き続き着実に港湾施設の耐震性能・耐波性能を強化していく必要がある。また、津波浸水想定が明らかになった段階で堤内地への浸水防止対策の検討が必要である。 ○港湾BCPをPDCAにより更新を行いながら、広域的な視点からも新潟港の災害対策能力を強化していく必要がある	・既定港湾計画における耐震強化岸壁の整備状況：西港区1箇所整備済、東港区2箇所整備済 ・大規模地震対策施設 〈耐震強化岸壁〉 西港区3箇所453m (うち整備済み1箇所130m) 東港区2箇所380m (うち整備済み2箇所380m)	【港湾施設の耐震化対策等】 ○新潟港における耐震強化岸壁や臨港道路の整備、コンテナターミナルの拡張などを促進し、新潟港における緊急物資輸送拠点及び幹線貨物輸送拠点に必要な施設を確保する。また、津波浸水想定が明らかになった段階で堤内地への浸水防止対策を検討する。 ○港湾BCPを基に関係機関を含めた定期的な訓練を実施することで新潟港の災害対応能力を強化する。	・平成27年港湾計画改訂による大規模地震対策施設 〈耐震強化岸壁〉 西港区 3箇所 673m 東港区 6箇所 1,600m 〈臨港道路〉 西港区 4路線 東港区 3路線 ※平成40年代前半を目標年次とした方針
	43	【空港施設の耐震化】 ○新潟空港ターミナルは耐震化済みであるが、応急復旧運用可能滑走路の耐震化 (液状化対策) は進捗途上であるため、着実に進める必要がある。地震被災時において緊急物資等輸送拠点としての機能、背後圏経済活動の継続性確保等を図るため、空港施設の耐震化を推進する。さらに、津波時の機能確保についても検討が必要である。	・新潟空港における基本施設の耐震化率 約23% (H26)	【空港施設の耐震化】 ○新潟空港の滑走路の耐震化 (液状化対策) を促進するとともに、津波時の機能確保について検討していく。	・新潟空港の滑走路耐震化率：100% (H30年代前半)
44	【その他】 ○インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取組を行う必要がある。		【その他】 ○インフラ施設について、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進める。		

脆弱性評価と今後の推進方針(案)

資料2

起きてはならない最悪の事態	No.	(1)脆弱性評価	(2)現状値	(3)推進方針	(4)目標値
⑪農地の荒廃や生産基盤の機能停止等による食料供給の停滞	45	【食糧生産基盤の整備】 ○生産基盤施設農業用排水施設農業用排水機場の耐震照査は県営が完了し、国営は調査中。今後耐震補強など、災害対応強化に向けたハード対策を推進していく必要がある。 ○インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取組を行う必要がある。	・農業用排水機場耐震照査率：58.8% (H26)	【食糧生産基盤の整備】 ○農業用排水機場における耐震照査の早期完了及び照査結果に基づいた耐震対策を推進する。 ○インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進める。	・農業用排水機場耐震照査率：100% (H30)
	46	【森林・その他】 ○森林の多面的機能維持のため林道の整備を進めているが、整備率(舗装)は53.7% (H26)と進捗途上であるため、着実に進めていく必要がある。	・林道舗装率：53.7% (H26実績)		
	47	【農地・森林の荒廃抑制】 ○農地が持つ多面的機能の保全・再生に向け、地域コミュニティと連携した取組を進めているが、農地に占めるカバー率は63% (H25)であり、カバー率向上に向けた対策の必要がある。	・農用地のカバー率：63% (H25) (新潟市の全農用地面積に占める、多面的機能支払交付金対象農用地面積) ・田んぼダム面積：5,000ha (H25)	【農地の荒廃抑制】 ○地域コミュニティと連携し、農地や農道・水路の維持管理を共同で行うことで、農地の荒廃を防ぎ、田んぼダムによる洪水緩和機能など農地がもつ多面的機能を発揮させる。	・農用地のカバー率：95% (H34) ・田んぼダム面積：6,000ha (H34)

⑫電力やガス等のエネルギー供給の停止	48	【発電所及び送電線の耐震化等(東北電力)】 ○発電所・変電所・送電線は耐震対策を行っており、過去の新潟地震クラスであれば耐震上問題は無い。配電線については耐震性能の高い機器の導入を進めているが、液状化による電柱の傾斜や地中電線路の損傷等により電力の供給に支障が発生する可能性がある。津波等により地中配電設備が浸水した場合、長期にわたり停電する可能性がある。	・発電所、変電所、送電網は耐震対策済	【発電所及び送電線の耐震化等(東北電力)】 ○発電所、変電所、送電線は耐震対策済み。地中配電設備が浸水した場合には、仮設架空配電線の建設による早期送電について検討していく。	
	49	【電力供給にかかる受援体制の整備(東北電力)】 ○災害により大規模・広域的な停電が発生した場合には、全社もしくは他社(他電力、協力会社)からの応援を受け早期復旧を図ることとしている。		【電力供給にかかる受援体制の整備(東北電力)】 ○災害により大規模・広域的な停電が発生した場合は、全社または他社(他電力、協力会社)からの応援により、早期復旧を図る。	
	50	【都市ガス施設の耐震化等(北陸ガス)】 ○都市ガスについては、球形ガスホルダーの耐震化や耐震性の高い導管の敷設といった地震対策及び津波浸水対策が必要である。 ○現在は、二次災害防止のため地震被害が大きな地域は速やかに供給停止し、被害が小さな地域は供給を継続する「地震時緊急遮断システム」を構築している。しかし、都市ガスは、一旦供給停止すると復旧に多数の作業工程が必要である。	・市内の都市ガス製造設備(建屋、ガスホルダー等)：耐震化済 ・耐震性の高い導管への入替：実施中 ・供給設備の津波・大雨洪水対策：実施中 ・災害を想定した訓練：継続実施	【都市ガス施設の耐震化等(北陸ガス)】 ○球形ガスホルダーの耐震化や耐震性の高い導管の敷設などの地震対策及び津波浸水対策を進める。 ○二次災害防止のため地震被害が大きな地域は速やかに供給停止し、被害が小さな地域は供給を継続する「地震時緊急遮断システム」の機能を確実に発揮させるとともに供給停止した地区の早期復旧のため、全社または他社(他ガス会社、日本ガス協会等)からの応援体制を構築する。	・ねずみ鋳鉄管の入替：H27未完了 ・白ガス管(本支管)の入替：H32未完了 ・供給設備の津波・大雨洪水対策：H31未完了

⑬上水道等の長期にわたる供給停止	51	【水道施設の耐震化等】 ○浄配水場施設の耐震化については、浄水施設耐震率19.9% (H26見込)、ポンプ所耐震施設率92.4% (H26見込)、配水池耐震施設率75.6% (H26見込)と進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。また、被災時の影響が大きい基幹管路の耐震適合率は57.7% (H26見込)と進捗途上にあるため、優先的に耐震化を進める必要がある。 ○浸水対策としては、津波避難区域内にある浄配水場施設については対策済みであるが、河川の洪水時に浸水想定区域内にある施設の浸水対策率は75.0% (H26見込)と進捗途上にあるため、対策を着実に進める必要がある。	・浄水施設耐震率：19.5% (H25) [全国平均 21.4% (H24)] [全国平均 22.1% (H25)] ・ポンプ所耐震施設率：85.8% (H25) ・配水池耐震施設率：70.0% (H25) [全国平均 44.5% (H24)] [全国平均 47.1% (H25)] ・基幹管路耐震適合率：54.0% (H25) [全国平均 33.5% (H24)] [全国平均 34.8% (H25)] ・浄配水施設浸水対策率：75.0% (H25)	【水道施設の耐震化等】 ○浄配水施設の耐震化を着実に進める。また、被災時の影響が大きい基幹管路の耐震化を優先的に進める。 ○河川の洪水時に浸水想定区域内にある浄配水施設について、浸水対策を着実に進める。	・浄水施設耐震率：100% (H36) ・ポンプ所耐震施設率：100% (H36) ・配水池耐震施設率：100% (H36) ・基幹管路耐震適合率：72.7%以上 (H36) ・浄配水施設浸水対策率：100% (H39)
	52	【応急給水体制の整備】 ○加圧給水車や仮設給水用具等の整備を完了し、住民用応急給水口と給水車への注水設備を整備しているところであるが、未整備の浄水場に設置する必要がある。		【応急給水体制の整備】 ○加圧給水車や仮設給水用具等の整備を完了し、今後は住民用応急給水口と給水車への注水設備について、未整備の浄水場への設置を進める。	・住民用応急給水口・給水車注水設備：整備完了 (H30)
	53	【業務継続体制の整備】 ○震災対策計画や応援受入マニュアルなどは整備済みだが、震災対応資源の制約を踏まえた業務継続計画を作成する必要がある。		【業務継続体制の整備】 ○震災対策計画や応援受入マニュアルなどを整備済みであり、今後は震災対応資源の制約を踏まえた業務継続計画の作成を進める。	
	54	【相互応援体制等の整備】 ○災害時に他水道事業者との応急給水、応急復旧、燃料確保に関する相互応援協定等の締結や、OB登録制度の確立、民間団体との協定等の締結は実施しているが、さらなる実効性の確保に向けて、地域住民との連携や効果的な訓練等を実施する必要がある。		【相互応援体制等の整備】 ○他水道事業者との災害時相互応援協定及びOB登録制度、民間団体との協定等について、さらなる実効性の確保に向けて、地域住民との連携や効果的な訓練等を実施する。	
	55	【その他】 ○インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取組を行う必要がある。		【その他】 ○インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進める。	

脆弱性評価と今後の推進方針(案)

資料2

起きてはならない最悪の事態	No.	(1)脆弱性評価	(2)現状値	(3)推進方針	(4)目標値
⑭下水道施設の長期にわたる機能停止	56	【下水道施設の耐震化等】 ○既設の処理場・ポンプ場は、耐用年数を超える施設が増えてくるため、改築・更新時に合わせ耐震化を進めていく必要がある。 ○下水道施設は、浸水時における排水対策に欠かさないことから、津波による影響が想定されるポンプ場・処理場について、被災時に排水機能を確保するための対策を進める必要がある。 ○防災対策上重要な管路の耐震化率は42.6% (H25) と低く、対策を進める必要がある。	・下水道処理場・ポンプ場の耐震化率：34% (H25) ・重要な管路の耐震化率：42.6% (H25) [全国平均 約38% (H24)] (重要な管路延長 598.5km)	【下水道施設の耐震化等】 ○既設の処理場・ポンプ場の耐震化について、下水道中期ビジョンに基づき施設の改築・更新に合わせ着実に進めるとともに、防災対策上重要な管路の耐震化を進める。 ○下水道施設は、浸水時における排水対策に欠かさないことから、津波による影響が想定されるポンプ場・処理場について、被災時に排水機能を確保するための対策を進める。	・下水道処理場・ポンプ場の耐震化率：38% (H30) ・重要な管路の耐震化率：43.3% (H30)
	57	【災害時応急トイレの整備】 ○災害時のトイレ機能確保を図るための、避難所などへのマンホールトイレや防災公園での非常用トイレの設置は、その整備が途上であるため、着実に進める必要がある。	・防災公園非常用トイレ設置率：6% (H25)	【災害時応急トイレの整備】 ○災害時のトイレ機能確保を図るための、避難所などへのマンホールトイレや防災公園での非常用トイレの設置を着実に進める。	・防災公園非常用トイレ設置率：8% (H30)
	58	【下水道事業の業務継続体制の整備】 ○下水道事業の業務継続計画は平成25年4月に策定済みであるが、今後も運用・訓練等により継続的に改善を図る。	・下水道事業の業務継続計画：策定済	【下水道事業の業務継続体制の整備】 ○下水道事業の業務継続計画について、訓練の実施等を通じて実効性を高める。	
	59	【その他】 ○インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取組を行う必要がある。		【その他】 ○インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進める。	

⑮大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	60	【災害廃棄物処理体制の整備】 ○災害廃棄物発生量の推計や仮置き場の確保選定、選別・処理の方法等具体的な計画を定める必要がある。	・災害廃棄物処理にかかる応急対策マニュアル：策定済	【災害廃棄物処理体制の整備】 ○災害廃棄物発生量の推計や仮置き場の選定、選別・処理の方法等を定めた計画を策定する。	・災害廃棄物処理計画の策定 (H27)
	61	【廃棄物処理における協定体制の整備】 ○災害廃棄物等の円滑な処理のため、市内のし尿処理業者や産業廃棄物処理業者等との協定を締結する必要がある (一般廃棄物収集運搬委託業者とは協定締結済)	・家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定締結団体数：24団体 (H25)	【廃棄物処理における協定体制の整備】 ○災害廃棄物等の円滑な処理のため、市内のし尿処理業者や産業廃棄物処理業者等との協定締結を進める。	

⑯地域コミュニティの機能が活かされないことにより被害が悪化する事態	62	【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】 ○災害時には、お互いの助け合いにより、命を守ること共助が大切となることから、自主防災組織の結成・活動を一層活発化させる支援するとともに、地域における防災リーダーを育てていく必要がある。	・自主防災組織結成率：83.4% (H25) [全国平均 77.9% (H24)] ・市推奨防災訓練実施率：61.8% (H25) ・ 市主催の講習会受講による防災士資格取得者：0人 (H25)	【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】 ○災害時には、お互いの助け合いにより、命を守る共助が大切となることから、自主防災組織の結成活動を支援するとともに、市主催による防災士養成講習会を実施するなど、地域における防災リーダーの育成を進める。	・市推奨訓練実施率：毎年70%以上 ・市主催の講習会受講による防災士資格取得者：100人 (H26・H27)
	63	【災害時要援護者対策】 ○災害時要援護者名簿を整備しているが、災害時に一人での避難が困難な方がいざという時に的確に避難できるよう、地域による支援体制の整備を一層進める必要がある。		【災害時要援護者対策】 ○災害時に一人での避難が困難な方がいざという時に的確に避難できるよう、災害時要援護者名簿の有効活用をはじめとした地域による支援体制をサポートする。	
	64	【避難所運営体制の整備】 ○災害時は、避難所の早期開設及び運営が最優先事項となることから、これまで避難所指名職員の配置を進めてきたが、職員の被災により迅速な対応ができないことも想定されるため、平時から、地域住民及び施設管理者、行政との協働による避難所運営体制を構築する必要がある。 ○介護を要する高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が安心して避難生活を送れるよう環境整備を進める必要がある。	・避難所運営体制検討会の実施避難所数：中央区全52箇所 (H25) ・指定福祉避難所及び協定締結による福祉避難所数：68箇所 (H26)	【避難所運営体制の整備】 ○災害時における避難所の早期開設及び要援護者も安心して利用できる安定した運営に向け、地域住民及び施設管理者、行政との協働による避難所ごとの運営マニュアル作成及び運営体制の構築を進める。 ○介護を要する高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が安心して避難生活を送れるよう環境整備を進める。	・地域・学校・行政の協働による避難所ごとの運営マニュアル作成数 全避難所分 (367件) (H27)
65	【防災教育】 ○自分の命は自分で守る力を身に付けるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、新潟県防災教育プログラムに地域連携を付加した「防災教育」学校・地域連携事業 (H26～) や、ジュニアレスキュー隊育成講習会 (H17～) を実施している。今後も子どもたちへの防災教育に継続的かつ充実させながら取り組んでいく必要がある。	・「防災教育」学校・地域連携事業実施校：各区1校 (H26) ・ジュニアレスキュー講習会受講者数：H17～H25累計 2,574人	【防災教育】 ○自分の命は自分で守る力を身に付けることや、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に継続的かつ充実させながら取り組む。	・「防災教育」学校・地域連携事業実施校：市内全小・中・中等教育・特別支援学校 (170校) (H27～H31) ・ジュニアレスキュー講習会受講者数：H17～H27累計 3,200人	